

# 城陽市立南城陽中学校いじめ防止基本方針

城陽市立南城陽中学校

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

本校では、以下の(1)～(3)を基本に据え、いじめの未然防止、早期発見及びいじめ事象の対処のための対策を効果的に推進するため、「城陽市立南城陽中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

### (1) 指導の目標

- ア 基本的生活習慣を身に付けさせるとともに、社会の一員としての自覚と態度を育てる。
- イ あらゆる機会を通して心のふれあいと信頼に基づく好ましい人間関係を育てるとともに、いじめや学校不適応の解消に努める。

### (2) 指導の重点

- ア 生徒理解にたった教育相談活動を推進し、心のふれあいと信頼に基づく望ましい人間関係を育てる。
- イ いじめ、暴力など人間の尊厳を否定する行為を許さない態度を育てる。

### (3) 基本方針

- ア 主体的な生活規律の確立と人権の尊重を基盤とした正しい判断力と実践力を育てる。
- イ 担任を中心に厳しさと温かさを持った学級づくりを進める。
- ウ 「家庭及び地域社会と連携し、地域ぐるみでいじめ問題の根絶に取り組むとともに、この問題の重要性を啓発することを目的とする」団体(学校地域連携推進会議)やPTA及び関係諸機関等と連携する。

## 2 いじめの未然防止

いじめは、あらゆる場面において起こりうるものであり、すべての生徒が加害者にも被害者にもなり得るものであるという基本認識のもと、「いじめは絶対に許されない行為である。」と全校生徒及び、教職員で確認をし、全ての教育活動をととして「いじめの未然防止」を目指した取組を推進する。

### (1) いじめを許さない学校づくり

- ア 学校教育全体を通して、「いじめは人として絶対に許されない」との認識を、生徒一人一人に徹底する。特に、いじめている生徒に対しては、その状況に応じて毅然とした指導が必要である。また、いじめられている生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。
- イ 生徒一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要である。特に、教職員の言動が生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、教職員自身が生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることが決してないようにする。
- ウ コミュニケーション力の向上を柱とする積極的な生徒指導により、生徒一人一人に自己存在感を持たせる集団を育成し、生徒相互に共感的人間関係を育成する。
- エ 生徒会活動や学級活動等を通して、いじめを見かけたら生徒がそのことを注意できたり、教職員に連絡できたりする、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。

オ いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところでの陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、その時の指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、必要な指導を行う。

## (2) いじめに関する校内体制の確立

ア 校長のリーダーシップのもと、生徒指導部会（生徒指導主事・各学年生徒指導担当・教育相談担当・養護教諭）が中心となって、教職員の意識を高める取組や、いじめアンケートや教育相談アンケートを実施する取組、緊密な情報交換等により、いじめの早期発見に向けた取組を充実する。

イ 集会や学校・学年・学級通信、指導部便り等を通して、いじめは絶対に許さないという教職員の姿勢を、日頃から生徒・保護者・地域に明確に示す。

## (3) 教育相談の充実

ア 定期的な教育相談や、日常的に生徒の声に耳を傾けたり、教職員から積極的に声を掛けて気軽に相談できる場面づくりを心掛け、生徒一人一人と話し合う機会を多く持つ。

イ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（SSW）、及び心の教室相談員を活用し、連携を図りながら迅速で正確な情報の収集・共有、及び適切な対処に努める。

## 3 いじめの早期発見

いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間に行われるなど、教職員が気付きにくく、かつ判断しにくい形で行われるものである。このことから、日頃から生徒との信頼関係を構築し、生徒が示す変化や発信するサインを見逃さないよう「いじめの早期発見」に努める。

### (1) いじめの早期発見・早期対応

ア 全教職員の協力体制のもとに、各学年、学級において生徒の状況について常に情報交換し、早期発見未然防止に努める。

イ 生徒にとって「楽しく」、「自己有用感を感じられる」、「居場所のある」学校づくりを目指す。

ウ 関係校や保護者との連携を大切にし、個々の生徒の個性・適性の伸長に向け指導や援助をする。

エ いじめは「どの生徒にも、どの学校にも起こり得る」問題であることを十分認識し、生徒が発するサインを見逃さないようにしていじめの早期発見に努めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー（SSW）の活用などにより、学校等における相談機能を充実し、生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備する。

オ 学級担任などの特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応し、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図る。

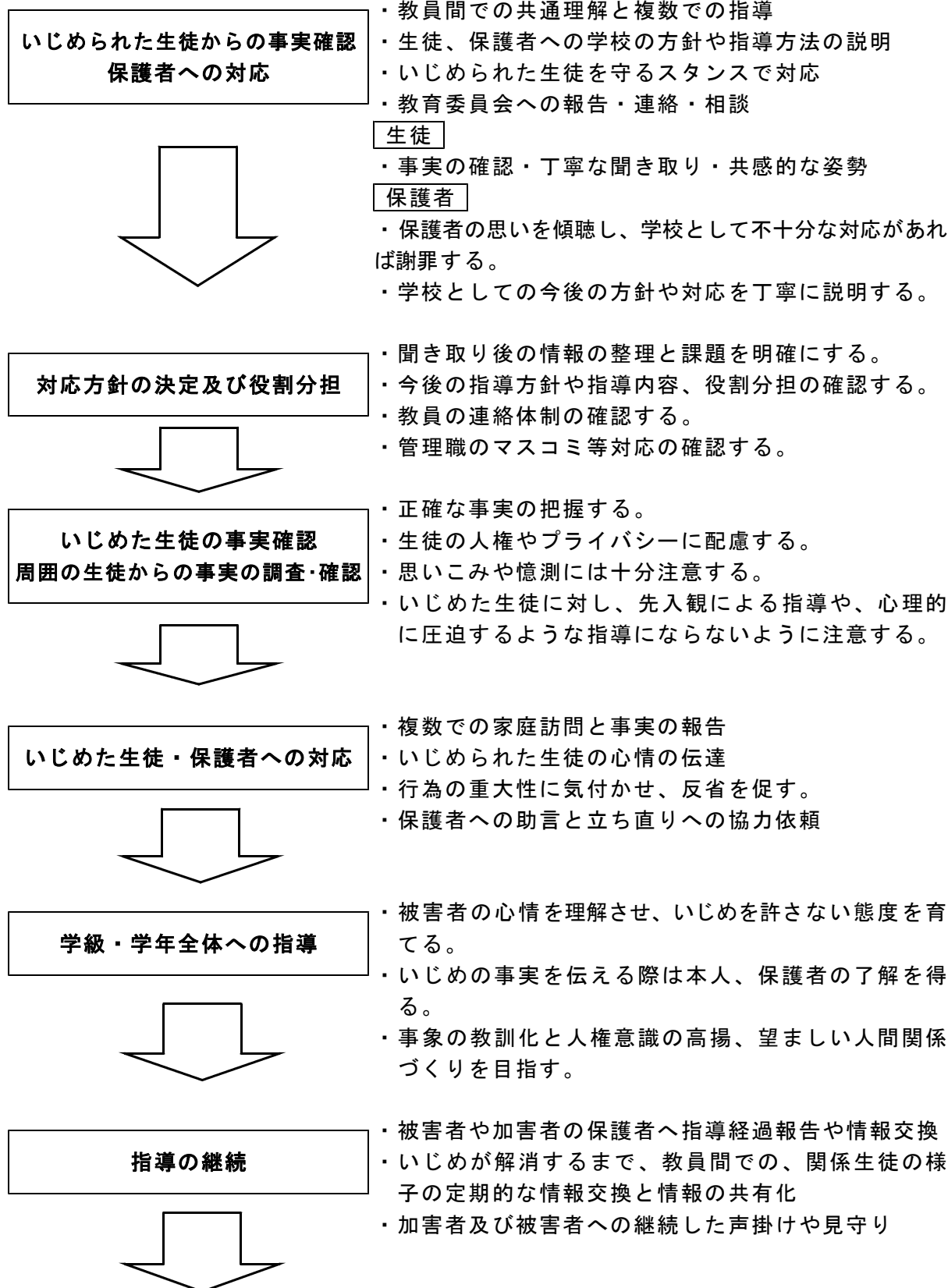
カ 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じ、事実の把握を正確かつ迅速に行う。

キ いじめが発生したときは、学校のみで解決することに固執することなく、保護者等からの訴えに謙虚に耳を傾け、その上で関係者全員で取り組む姿勢が重要である。また、速やかに城陽市教育委員会に報告し、連携して対処する。

ク 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃より、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努める。また、実際にいじめが起こった場合には、個人情報の取扱に留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するようなことは許されない。

#### 4 いじめに対する取組（指導マニュアル）

いじめの事実（疑いも含む）が確認された場合、学校として速やかに情報を共有し、対応について検討する。その際には、被害生徒の安全を確保し、加害生徒に対して教育的配慮の下、適切に指導に当たる。これらの対応については、教職員が以下に示す対応方法を共通理解した上で、組織的に対応する。

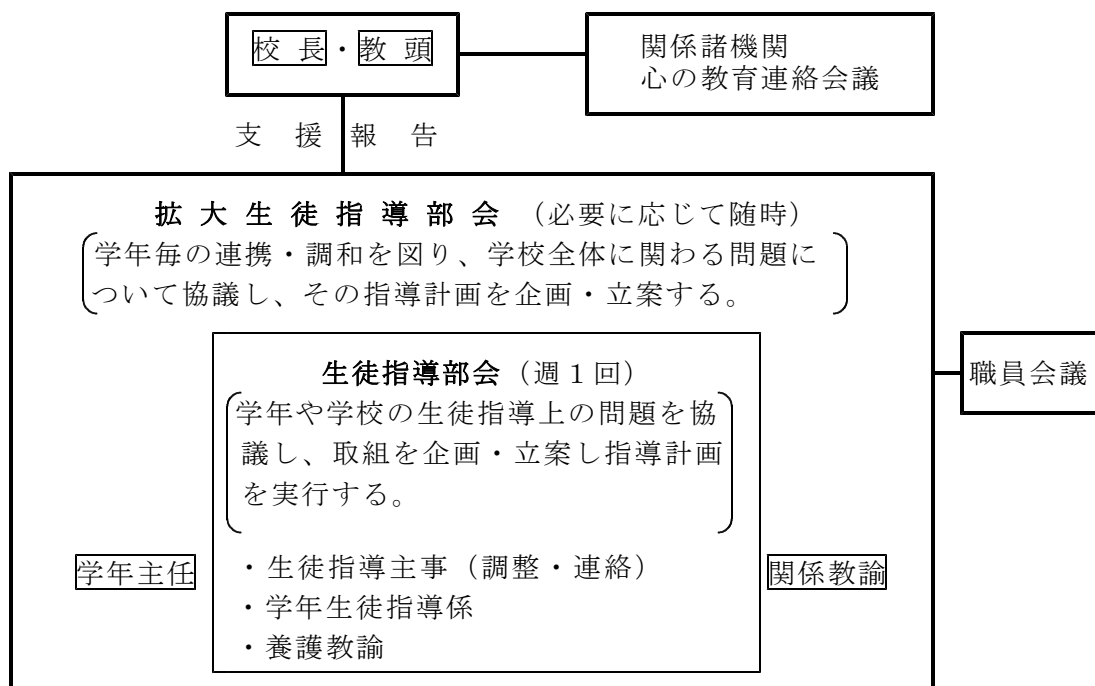


## 関係機関との連携

- ・スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、心の教室相談員、外部機関等との不断の連携
- ・暴力や恐喝などを伴う事例は警察等との不断の連携

## 5 いじめの防止等に対する組織体制

いじめの防止等に対する取組については、校内の拡大生徒指導部会が中心となり、その推進にあたり、学校全体で組織的に対応する。



## 6 重大事案への対処

重大事案が発生した場合は、直ちに城陽市教育委員会へ報告し、調査・指導等についての方針を協議する。

学校としては拡大生徒指導部会を中心に、被害生徒・保護者の思いを踏まえるとともに、的確な情報収集を行い、事実関係を明確にする。対処は原則、上記4の項目に準ずるが、以下の点(1)～(3)についても確認する。

- (1) 学校で行う調査の状況（方法や結果等）については、必要に応じて被害者生徒及び、その保護者に対して適切に情報を提供する。
- (2) 調査及び指導の経過や結果を城陽市教育委員会へ報告し、以後の指導について協議する。
- (3) 同様の事態の再発防止に向けた取組を進める。

## 7 その他

### (1) 地域・家庭との連携の推進

ア 本校 PTA、町ぐるみ町づくり推進会議との連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進し、地域全体で子どもを見守り、支えていく体制を確立する。

イ 保護者や地域からの情報が得やすいように、日頃から相互の信頼関係の構築に努め、共に生徒の健全育成のために協力し合う態勢をつくる。

ウ いじめ自体は見えにくくても、いじめられている生徒は様々なサインを出す。学校生活全体を通して、不登校傾向、身体不調の訴え、金銭の不適切な授受、情緒の不安定等について見過ごさないよう、教職員が一丸となって配慮する。

エ 様々な社会的体験、生活体験、自然体験の活動を通して、豊かでたくましい心を育成し、個性の伸長を図るため地域での取組に積極的に参加することについて協力を求める。

オ 学校のいじめ防止に関する基本方針等をホームページ等で発信する。

(2) 関係機関との連携の推進・強化

城陽警察署、宇治児童相談所、少年サポートセンター（南部センター）、城陽市家庭児童相談室、京都府総合教育センターとの適切な連携を図る。

(3) 研修及び人権教育の充実

本校教職員に対しては、定期的に基本的人権に関する研究の充実を図る。また、生徒に対しては、学校教育全体を通して、人権教育の充実を図る。